

(本勧告書の原文であるインドネシア語を和訳)

国家人権委員会
ラトウハルハリ通り No.4B、メンテン、中央ジャカルタ、10310
電話 6221-3925230、Fax 6221-3925227、サイト : www.komnasham.go.id

2015年4月23日

番号 : 1.666/K/PMT/IV/2015

添付 : -----

性質 : 至急

件名 : バタン火力発電所建設予定地における土地収用価格の相違に関する説明と措置要請

宛先

ビマセナ・パワー・インドネシア (BPI) 社代表取締役社長
イクイティ・タワー11階、Unit H SCBD lot 9
スディルマン通り 52-53、ジャカルタ、12190

国家人権委員会は 2015 年 4 月 9 日、ダルサニ氏 (ポノワレン村長) などから、バタン県火力発電所 (2×1,000MW) 建設予定地の土地収用価格の差別に関する説明と措置要請を受けた。

申立人は、すでに 1 m²あたり 10 万ルピアの土地収用金を受け取ったポノワレン村、カラングネン村、ウジュンネゴロ村の土地所有住民を代表しており、ビマセナ・パワー・インドネシア社によって収用された別の土地が 1 m²あたり 40 万ルピアであったことに疑問を呈している。BPI 社は、2013 年 2 月 6 日付け説明書第 BPI/MES/1/II/2013 号で、バタン石炭火力発電所建設予定地の土地価格について、いかなる土地の種類であっても 1 m²あたり 10 万ルピアと最終確定されたと強調している。それ以外に申立人はまた、石炭火力発電所建設予定地を更地にするための重機と陸軍の存在についても疑問を呈している。作業には、3 力村の住民が携わると約束されていたはずである。

このような申立および人権に関する 1999 年法律第 39 号第 17 条 (いかなる人物も差別なく公正に対する権利を有する) にもとづき、この申立に対する説明と措置を求める。

1. BPI 社が異なる土地価格を設定する根拠と理由
2. 上記異なる土地価格を設定したことによって生じた住民の不安を解決するための BPI 社の政策と措置
3. BPI 社が陸軍に、バタン石炭火力発電所建設予定地での作業と警備を要請した理由

国家人権委員会は、2011 年に国連が出したビジネスと人権に関する指導原則にもとづき、BPI 社がビジネス原則と人権に配慮し守るべきだを再び強調する。

この申立に対する透明性と責任を保証するため、国家人権委員会は、この文書を受け取ってから最大 30 日以内に、この申立に対する措置をとるよう要請する。

以上、関心と協力に感謝する。

国家人権委員会
監視・調査小委員会

ディアント・バフリアディ (Ph.D)

委員

カーボンコピー

1. 国家人権委員会委員長（報告として）
2. ダルサニ氏（バタン県トゥリス郡ポノワレン村長）
3. アーカイブ

（翻訳：インドネシア民主化支援ネットワーク（NINDJA））